

第 41 回理事会・第 34 回代議員会のご報告 及び今後のスケジュール概要について

当厚生年金基金は、9 月 12 日（金）に第 41 回理事会を、9 月 24 日（水）には第 34 回代議員会を開催いたしました。第 41 回理事会・第 34 回代議員会に提案された議案・報告の項目は以下のとおりです。

議案については全て承認されました。

なお、今後のスケジュール概要を次ページ以降に掲載しておりますので、事業主・加入員・受給者・待期者におかれましては、ご参考として下さい。

< 第 41 回理事会の議案・報告事項 >

第 34 回代議員会の付議事項、報告事項について ほか

< 第 34 回代議員会の議案・報告事項 >

議 案

議案第 1 号 平成 25 年度決算（案）及び解散計画の策定・提出について

- （1）平成 25 年度決算の概要について
- （2）解散計画の策定・提出について
- （3）規約・規程の一部変更（決算・解散計画関連）について
- （4）今後のスケジュール予定（解散及び新企業年金基金の設立）等について

議案第 2 号 基金規約・規程の一部変更について

- （1）設立事業所の任意脱退に伴う規約の一部変更について
- （2）運用管理規程の一部変更について（資産運用の見直し関連）

報 告

報告第 1 号 理事長専決事項について

- （1）設立事業所の全喪、名称・所在地変更に伴う規約の一部変更
- （2）業務経理業務会計における支出予算流用の報告（平成 25 年度）
- （3）法改正に伴う規約の一部変更（前回代議員会での承認内容に関する報告）
- （4）法改正に伴う規程・細則の一部変更

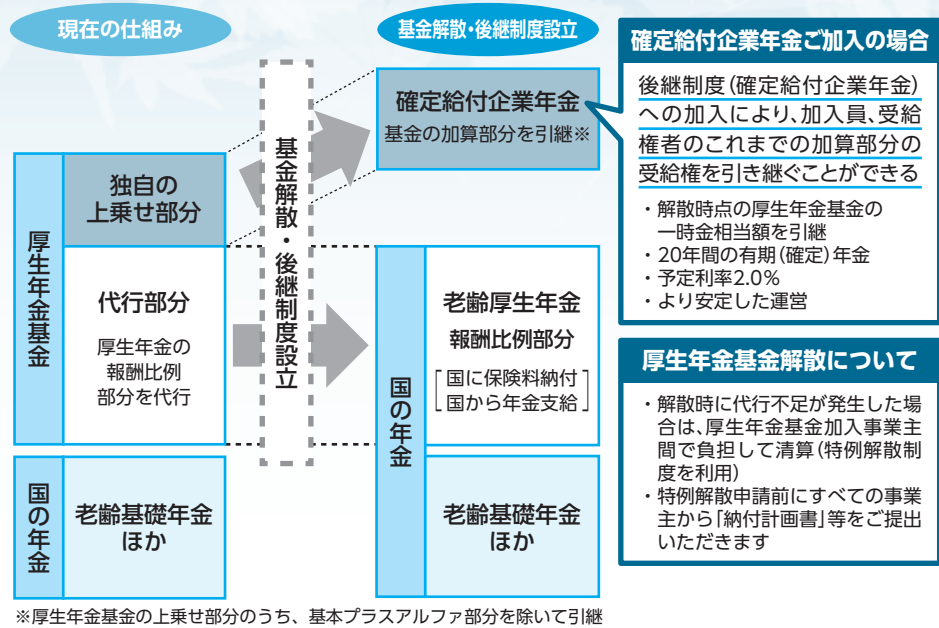
報告第 2 号 資産運用等その他の報告事項について

- （1）新企業年金基金設立・厚生年金基金解散手続きの進捗状況について
- （2）企業年金基金連合会が行っていた支払保証事業の積立金の分配について
- （3）設立事業所・加入員及び給付状況（平成 26 年 6 月末）について
- （4）資産運用について
- （5）当面の会議スケジュール（基金・商団連平成 26 年度下半期）について

*平成 25 年度決算については、11 月中旬に事業主・加入員の皆様にお送りした「基金だより第 33 号」をご覧ください。

（ホームページ「資料と様式集」>「基金からの発行物」にも掲載（パスワード設定）しております。）

厚生年金基金解散・ 確定給付企業年金設立 のあらまし



今後のスケジュール概要

当基金の今後のスケジュールについて、現時点で以下のとおり見込んでおります。

スケジュールは現時点の見通しを示しているもので、確定しているものではありません。今後変更することもありますのでご了承下さい。

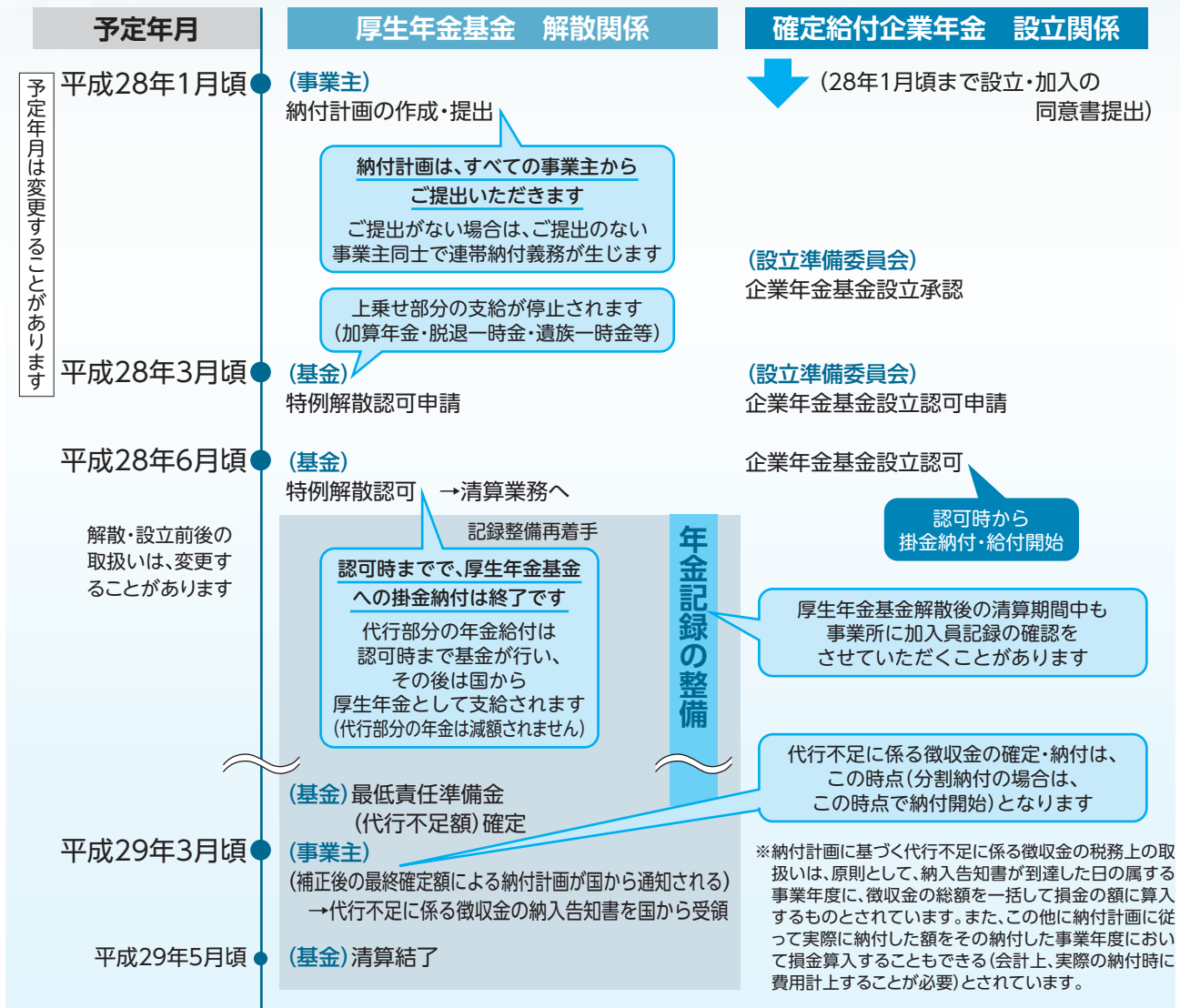
予定年月	厚生年金基金 解散関係	確定給付企業年金 設立関係
平成26年5月	(基金) 年金記録整備の開始	(設立準備委員会) 企業年金基金設立の検討開始
平成26年9月	(基金・代議員会) スケジュール概要と解散計画の厚生労働大臣あて提出を承認 9月29日 解散計画提出済	
平成27年2月	(基金・代議員会) 特例解散及び将来返上の同意書取寄せ議決	
平成27年3月～	(事業主・加入員・労働組合) 特例解散及び将来返上の同意書提出	(事業主) 企業年金基金加入のご意向確認(予定)
平成27年9月 (もしくはそれ以前の時点)	(基金・代議員会) 必要に応じ将来返上の検討	
平成27年10月頃 (もしくはそれ以前の時点)	将来返上する場合 (基金) 将来返上認可申請→認可	解散・設立の前年11月～当年1月頃までの間に後継制度参加事業所及びその加入員・受給権者より同意書をご提出いただく予定です。
平成27年11月頃	(基金) 記録整備 仮完了	(後継制度加入事業主・加入員・受給権者) 企業年金基金加入の同意書提出

事業所に加入員記録の確認をさせていただくことがあります。

事業主・加入員・労働組合の皆様へ同意書へのご署名・ご捺印をお願いすることとなります。

事業主の皆様には加入のご意向確認をさせていただく方向で検討しています。

将来返上の認可を受けた場合、その翌月から代行部分掛金の納付先が国(年金機構)に移ります。



- ・ 適当な時期にご案内文書・通知文書の発送や、事業主向け説明会の開催などをいたします。
- ・ 将来返上により、毎月の厚生年金保険料・年金基金掛金の率の合計が変動することはありません。
(代行部分掛金として基金に納めていた掛金の納付先が変わり、厚生年金保険料として国(年金機構)に納めることとなります。なお、上乗せ部分の掛金は、引き続き解散認可時まで基金に納めることとなります。)

(事業主様へ)

— 代行不足の場合の徴収金の納付計画について —

- 事業主が負担する代行不足額に関する納付計画提出については、解散認可申請の数ヶ月前に各事業主にご提出に関するご案内をいたします。
- 納付計画提出時は、代行不足額が確定しておりませんので、仮の金額にて計画作成することとなります。
- 清算期間中の年金記録整備が終了後、最終的な代行不足額を基に、納付額が補正・確定され国から各事業主に通知されます。その後、国(年金機構)から納入告知書が送付され、納付へと移ります。(一括納付の場合も同じ流れです。)
- 納付計画上の分割納付期間は、最長30年間まで申請できますが、国が設置する第三者委員会の承認が必要となります。